

審決の概要（判決の記載から推定）

本件発明 1	甲 1 発明との対比		相違点に関する審決の判断 p.6
	一致点	相違点	
表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る 壁紙 の廃材を原料とし、	廃材を原料とし	<p><相違点 1></p> <p>本件発明 1 は、「表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を原料」とするものであるのに対し、</p> <p>甲 1 発明は「表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材」を原料とする点</p>	<p>p.6</p> <p>①甲第 1 号証発明のラミネート加工紙廃材（紙廃材）に代えて、塩ビ壁紙を用いることに特段の阻害事由が存在せず、当業者が容易に想到し得る（審決 7 頁 2 2 行～9 頁 2 1 行）。</p> <p>p.29</p> <p>審決（7 頁 2 2 行～8 頁 9 行）は、①表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙は、本件特許出願前に周知のものであり、その壁紙の廃材が、建物の解体、改築・改装等に伴い多量に排出されるものであることは、本件特許出願前周知の技術事項であること、② 上記壁紙は、プラスチックと紙の積層構造を有する点で、甲第 1 号証発明における表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙と共通していること、③甲第 1 号証発明における上記ラミネート加工紙廃材の粉砕物は吸水性や保水性を有する材料として用いられているところ、紙は一般に吸水性や保水性を有することに鑑みれば、紙製シートを有している上記壁紙の廃材の粉砕物も、吸水性や保水性を有する材料として用いられることが予期できないものではないことを理由として、甲第 1 号証発明において、表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材に代えて、表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙の廃材を用いることを試みることは、当業者が容易に想到し得ることであると判断する。</p>
該壁紙を細かく破砕し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する 破砕片 と、	該廃材を細かく破砕し形成した物と	<p><相違点 2></p> <p>本件発明 1 は、粗粒状体が「壁紙を細かく破砕し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片を組成材とする」のに対し、</p> <p>甲 1 発明は粉砕物であり、かかる「粉砕物」について、表面に凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片であることの特定がない点。</p>	<p>p.6</p> <p>② 甲第 1 号証発明の最大 3 mm のラミネート加工紙廃材粉（紙廃材粉）と、2～12 mm の塩ビ壁紙の破砕片とは大きさの範囲が重複し、甲第 1 号証発明のラミネート加工紙廃材（紙廃材）に代え塩ビ壁紙を用いれば、本件発明 1 の範囲に属する 3 mm の破砕片が得られる（審決 9 頁 2 3 行～12 頁 3 行）。</p>
繊維状吸水材又は粉粒状吸水材とを組成材とする粗粒状体から成り、	粉粒状吸水材とを組成材とする		
該粗粒状体中の 塩化ビニール片 の 上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有する ことを特徴とする排泄物処理材。	動物用排泄物処理材	<p><相違点 3></p> <p>本件発明 1 は、「粗粒状体中の塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有する」のに対し、甲第 1 号証発明は、かかる構造の特定がない点</p>	<p>p.7</p> <p>③ 本件発明 1 の構造は、特段の操作又は条件を要することなく得られ、甲第 1 号証発明のラミネート加工紙廃材（紙廃材）に代え塩ビ壁紙を用いれば、塩ビの凹凸面の対面による通水路の形成、吸水材の保持構造が得られる（審決 12 頁 5 行～13 頁 18 行）。</p>

甲 1 発明

3 mm 以下の粒度の表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材の粉砕物、及び該粉砕物より少ない量の粉状吸水性樹脂を含有して粒状に形成されている粒体、並びに該粒体表面部に付着した界面活性剤から成る粒状の動物用排泄物処理材

審決は、原料の廃材を甲 1 発明の廃材に置換すれば、すなわち相違点 1 が解消されれば、残る相違点 2 及び 3 が、自動的に解決されるとの論理構成を採っている

判決の概要

項目	原告主張	被告主張	裁判所の判断
取消理由 1 (p.4) 本件発明 1 と甲第 1 号証発明との一致点認定の誤り	(p.4-5) 本件発明 1 における「破砕片」とは、「凹凸を残存する貼り合わせシート片」 甲 1 発明の「粉砕物」は、短繊維状に離解された粉末状又は綿状のものであって、シート形態を残存しない態様である。 両者を単に「廃材を細かく破砕し形成した物」として括り、一致点としたのは、発明の構成の対比による構成の一致点を適切に認定したものとはいえない	(p.10-11) なぜ、シート形態とならないのか、原告主張をどれだけ検討しても全く不明。紙をハサミやカッターで切り刻めばシートになる。本件発明 1 は破砕機の使用は要件でない。一致点の認定に誤りはない。	理由がない(p.27) 本件発明 1 における「破砕片」と甲 1 発明の「粉砕物」は、いずれも廃材を細かく砕いたものである点において共通しており、原告主張のような「破砕片」又は「粉砕物」の形態について一致点として認定しているものではないから、審決が、両者を「廃材を細かく破砕し形成した物」として括り、一致点とした認定に誤りがあるということとはできない。
取消理由 2 (p.5) 本件発明 1 と甲第 1 号証発明との相違点認定の誤り ・相違点 2 と相違点 3(p.3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">相違点 1 は無い</div>	(p.5-6) 相違点 2 ; 甲 1 発明の「粉砕物」はシート形態を残存せず、粉末状又は綿状のものである。単に特定がないのではなく、甲第 1 号証発明は、本件発明 1 とは全く異なる。 相違点 3 ; ラミネート加工紙は平滑表面で、凹凸対面による通水路形成は全く不能。単に特定がないのではなく、甲第 1 号証発明は、本件発明 1 とは全く異なる。	(p.11) 審決の本件発明 1 と甲第 1 号証発明との相違点の認定に誤りはない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">主張はこの 1 文のみ！</div>	理由がある(p.27~29) 本件発明 1 ; 破砕片はシート形態を残存する。破砕は明細書記載の様に破砕機を用いるのが本件技術分野の方法 甲 1 発明 ; 粉砕物は証拠からシート形態を残存しない。 なお、ラミネート加工紙をはさみで 3 mm 以下切つて対比することは技術分野考慮すると相当でない。 → 表面が、凹凸か、平滑かの違いとなる(p.29(2)) → 審決認定の相違点 1,2 「特定がない点」にとどまらず、形状の違いがあることを認定すべきであった。
取消理由 3 本件発明 1 と甲第 1 号証発明との相違点についての判断の誤り 審決における判断は(p.29~30) ①表面凹凸の壁紙(塩ビ/紙)は周知 ②プラスチック/紙の積層構造は甲 1 と共通 ③甲 1 粉砕物は吸水保水性材料、紙も同様だから壁紙用いることが予期できないものではない したがって、甲第 1 号証発明において、表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材に代えて、表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙の廃材を用いることを試みることは、当業者が容易に想到し得ることである(p.30)	(p.7~10) 審決の判断①~③に対して ①について(p.7~9) a 甲 1 は紙だから近接物質とはいえない、 b 塩ビ壁紙廃材と紙廃材とは、取扱いが異なっている。c 主体が紙(代表例は牛乳パック)と塩ビで相違する。d 甲 1 明細書はパルプからなる紙廃材を掲げている。e したがって紙廃材利用から塩ビ壁紙利用の容易想到性無い。凹凸対面通水路着想しうると甲 1 から遊離した判断である。 ②について(p.9) a 塩ビ壁紙は 2,3mm でもシート形態で凹凸残存する、 b 甲 1 のラミネート加工紙はシート形態残存しない。 さらに凹凸有しない平滑被覆で凹凸残存粉砕物は得ることは不可能。 c 原料組成の違いから、大きさ重複しても構造が異なる。大きさ重複する点だけ捉え、進歩性なしの判断は誤り。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">被告主張は置換すれば凹凸は自動的に達成され、技術的意義が不明で効果ないと主張する。明細書の記載を否定して進歩性に寄与しないとするのは疑問を感じる。</div> ③について(p.9-10) ③は、①の判断(ラミネート加工紙を塩ビ壁紙に変更できる)から特段の操作等要せず、本発明となる判断だが、本発明は方法発明でない。むしろ特段の操作等要せずは特徴である。 各種壁紙の中から塩ビ壁紙を選択した、ラミ加工紙から実質的に吸水性のない塩ビ壁紙を想定することは極めて困難	(p.12-13) (ア)当業者は紙業界、紙は壁紙を含む。 a(イ) 近接物質とはいえないというが、いずれも紙と合成樹脂を積層して成る複合体である。紙と合成樹脂の割合が異なるとしても、紙と合成樹脂単一体と同視して異なるとする主張は不合理である。 (p.13)b(ロ)排泄物処理材の開発に携わる当業者にとって無関係(エ)牛乳パックはが紙そのものと強く意識されていないし、塩ビ壁紙は合成樹脂よりも紙に近いものとして一般に意識されている。呼称態様からみても、両者紙に近い。 (p.14) 「シート形態残存しない」は正しい認識でない 凹凸残存粉砕物は得られないが、ラミネート加工紙を塩ビ壁紙に置換すること容易検討とは別の話。置換すれば自動的に凹凸残存粉砕物となる置換容易性と遊離して凹凸面を殊更に取り上げて意味がない。 (p.15)ラミ加工紙でも同様の効果有る。通水路の形成は想定できないし技術的意義は不明、塩ビ壁紙が吸水材を保持しない。凹凸は排尿吸収量が増加する等の効果なく、進歩性に寄与しない。 (p.11(ア)) 当業者は紙を扱う業界を想定すべき、壁紙も紙だから。表面凹凸塩ビ壁紙は周知、リサイクルの促進も図られていた(p.31)。 吸水材を保持するとともに排尿を誘引して保持するという現象は、表面が平滑なラミネート加工紙の粉砕物が吸水材を挟んで対向した場合にも得られるのであり、塩ビ壁紙の凹凸は、排尿吸収量が増大する等の特別な技術的效果を生み出すものではなく、凹凸の有無は本件発明 1 の進歩性に寄与するものではない	理由がある(p.29~) 本件発明 1 「破砕片」と甲 1 発明「粉砕物」は、形状に違いあり、「粉砕物」は作用効果を有しない。また、「表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙」を排泄物処理材に用いることを記載又は示唆した先行技術があったとも認められない。したがって、当業者が「表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙の廃材」に代えて「表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙の廃材」を用いること(置換)は容易想到と認めることはできない。 審決の①~③は、「置換容易ではない。」との認定を左右しない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">取消理由 2 (相違点認定の誤り) が上で認められているから、取消理由 3 (相違点についての判断の誤り) は当然理由ある。</div> (P.31 の(3)) 紙を扱う業界でも、上記認定を左右しない。 壁紙の周知やリサイクル促進の事実は、置換の容易想到性を基礎付けるに足りるということとはできない (P.31 の(4)) ラミネート加工紙粉砕物はシート形態を残存せず、凹凸面も無いから、作用効果が得られない。本件発明の効果は推認できる。本件明細書では実験結果が記載されていないから、その効果がどの程度のものであるかについては明らかでないが、ともかくもその効果が認められる以上、上記のとおり本件発明 1 の進歩性を基礎付けるものといえることができる。